

学童保育所入所選考基準表

「保育の必要性」を学童保育所入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入所を決定します。
 学童保育所入所選考基準表は2種類あります。こちらの基準表は、通常利用希望児童が対象となります。
 通常利用とは、放課後の時間帯において児童が学童を利用することです。
 そのため、放課後の時間帯においての就労時間数を下記の基準にあてはめて、指数を決定します。
 なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況					選考基準指数					
	類型	番号	細目								
A	居宅外労働	1	外勤	正午から18時までの間の就労時間 (通勤時間も含む)	1日6時間以上の就労を常態とする	10					
					1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする	9					
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8					
					1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	7					
					1日3時間未満の就労を常態とする	5					
B	自営・農業・内職	2	自営・農業	正午から18時までの間の就労時間 (通勤時間も含む)	1日6時間以上の就労を常態とする	7					
					1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする	6					
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	5					
					1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	4					
					1日3時間未満の就労を常態とする	3					
		3	内職	正午から18時までの間の就労時間	1日6時間以上の就労を常態とする。	6					
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする。	5					
					1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする。	4					
					1日3時間未満の就労を常態とする。	3					
					C	出産等	4	妊娠・出産		出産	10
D	育児休業	5	育児休業中		育児休業取得中であるもの(復帰日が入所日の2か月後以内である場合には要件による指数を	3					
E	疾病・障害	6	病気・負傷	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの 入院が1か月未満と見込まれるもの	10 8					
				居宅療養	常時病臥 精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患 一般療養(週3日以上)の通院を常態) 一般療養(週1日～2日の通院を常態) 一般療養(上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの	10 9 8 7 5					
			7		障害者		身体障害者手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害者保健福祉手帳1級該当者 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級該当者 身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級該当者	10 8 6			
							F	介護・看護	8	親族の介護	
		親族の看護		在宅			A－1と同様の基準とする。				
				入院			B－2と同様の基準とする。				
		G	災害	9	災害		災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10			
		H	求職活動・起業準備	10	求職活動・起業準備等		求職活動中のもの(起業準備も含む)	1			
I	就学	11	通学	正午から18時までの間の就学時間 (通勤時間も含む)	1日7時間以上の就学を常態とする	10					
					1日6時間以上7時間未満の就学を常態とする	9					
					1日5時間以上6時間未満の就学を常態とする	8					
					1日4時間以上5時間未満の就学を常態とする	7					
					1日4時間未満の就学を常態とする	6					
			在宅	正午から18時までの間の就学時間	1日6時間以上の就学を常態とする。	5					
					1日4時間以上6時間未満の就学を常態とする。 1日4時間未満の就学を常態とする。	4 3					
J	虐待・DV	12	虐待・DV		虐待・DVのおそれがあること	10					
K	その他	13	その他市長が定める事由		前各号に掲げるものの以外で、保育の必要性が認められる場合	～10					

- 1.この表においての保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。
- 2.選考基準指数の最高は10最低は1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は10とする。
- 3.親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。
- 4.特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。
- 5.市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。